

○駒澤大学動物実験委員会規程

平成20年4月1日

制定

改正 平成31年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学動物実験に関する指針（以下「指針」という。）第5第2項に基づき設置する「駒澤大学動物実験委員会」（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の各号を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い、並びに関係法令に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者1人
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者1人
- (3) その他学識経験を有する者1人
- (4) 動物実験等を行う大学院研究科委員長
- (5) 動物実験等を行う大学院専攻主任
- (6) 指針第4第1号に定める実験動物管理者

(運営)

第4条 委員会は、学長からの諮問及び調査の指示又は委員長の召集により開催するものとする。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 3 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 7 委員会の決定は、原則として、出席委員全員の合意によるものとする。ただし、委員は、自己が動物実験責任者として提出した動物実験計画書に係る審議には、加わることはできない。
- 8 委員会は、動物実験責任者及び実験実施者に出席を求め、動物実験計画の内容等の説明及び実施状況等の聴取をすることができる。

(委員)

第5条 委員は、第3条に掲げる者とし、学長がこれを委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(事務所管)

第6条 委員会の事務所管は学術研究推進部とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。